

参入規制の緩和について

 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護分野に関する意見交換会

日時：平成28年4月19日

場所：公正取引委員会官房第1会議室



- はじめに、介護保険制度下における公平な市場競争等を考える際に、特別養護老人ホームは社会福祉法による第一種社会福祉事業であり、国・地方公共団体及び社会福祉法人が実施する「社会福祉事業」でもあることを確認しておかねばならない。
- 特養ホームをはじめとする社会福祉事業を行う社会福祉法人にあつては、事業実施にあたっての「出資」は「寄附行為」であった、利益処分においても当該出資者（寄附者）への配当は認められていない。この点では、利益を追求し、出資者に配当することを経営責務とする株式会社等とは本質的に異なる。
- 介護保険制度によりサービス展開において広範な参入緩和がされたところであるが、こうした社会福祉事業と重なる特に特養等の入所施設については、**完全市場原理による「公平な競争」「参入規制の緩和」等を論じるべきではないと考える。**
- 現行においても、介護サービスにおける営利法人・民間サービスの参入は進んでおり、現行の法体系においても、①医療グループが社会福祉法人を設立し、特養を運営②株式会社の寄附による社会福祉法人の設立による特養の運営③指定管理者制度④サービス付き高齢者向け住宅に特定施設入居者生活介護の指定を受けることによる介護サービスの提供等が可能となっていることから、**参入規制を緩和する事由に乏しい。**
- **むしろ、同じ“介護事業”を提供している事業体であることを考えれば、その事業の公益性に鑑み、社会福祉法人においてなされている法人監査・指導・規制等を介護事業者に遍く適用すべきである。**
- 特別養護老人ホームは、歴史的にも将来的にも、低所得高齢者階層の重度要介護者に対応する使命を果たしている。その公共的福祉資源として、事業の継続性が担保されねばならないのであって、現行、**他の法人格において同等の継続性が担保されるものは存在しない。よって、いかなる法人格にも特養ホームへの参入の門戸を広げるべきではない。**

- 特別養護老人ホームの設立は、市町村・地方独立行政法人、社会福祉法人に限定。
- 介護保険事業を考える前に、社会福祉法人は、社会福祉事業の実施主体。特別養護老人ホームは第一種社会福祉事業である。特養をはじめとする社会福祉事業を行う社会福祉法人は配当を認められていない非営利法人であり、純粹に利益を追求する営利法人とは根本的に異なる。
- また、こうした社会福祉事業を行う社会福祉法人の公益性・透明性をより高めるために、今般、社会福祉法改正がなされた。
- 社会福祉事業は、営利事業とは本質を異にするものであり、完全市場と同一に捉えるべきではない。

根拠法	概要
社会福祉法	第2条 社会福祉事業を規程 第22条 社会福祉法人（社会福祉事業を行うことを目的）
老人福祉法	第15条 都道府県・市町村・地方独立行政法人・社会福祉法人の特養設立について規定
介護保険法	第8条 特養の“介護老人福祉施設”のみなし規定

(ア) 社会福祉事業としての特別養護老人ホームとその特殊性

- 規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）において、「特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて低所得者の支援を中心として公的性格を強める」ものとされ、特養入居者は原則要介護3以上とする法制度上の措置がなされている。
- あわせて、特養を運営する社会福祉法人についても、非課税扱いとされるにふさわしい公益性・非営利性を徹底する観点から、平成28年4月1日より社会福祉法の改正法が施行している。
- これらのことから、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人は、以前より高度な公益性を具備したものと捉えるべきである。

期日	内容	“内容”への対応
平成26年 6月24日	(規制改革実施計画) ● 厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、 <u>低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。</u>	● 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律による措置。 <u>特養入居は原則要介護3以上へ</u>
平成27年 2月12日	(社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～) ● 平成26年に閣議決定された規制改革実施計画は、こうした社会福祉事業や公益法人の在り方の変容を踏まえ、 <u>他の経営主体とのイコールフティング等の観点から、社会福祉法人制度の改革を求めたものである。</u> 経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの投下、社会貢献活動の義務化、行政による指導監督の強化など、 <u>社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果たすことが求められている。</u>	● 平成26年8月以降、14回に亘る社会保障審議会福祉部会の内容の報告書。 ● 「社会福祉法等の一部を改正する法律」による措置
平成28年 4月1日	● 社会福祉法改正	● 理事会・評議員会等の再構築 ● 地域公益活動による地域への還元

見直し

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
・定款の変更
・理事・監事の選任 等

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
(決議事項)
・定款の変更
・理事・監事・会計監査人の選任、解任
・理事・監事の報酬の決定

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

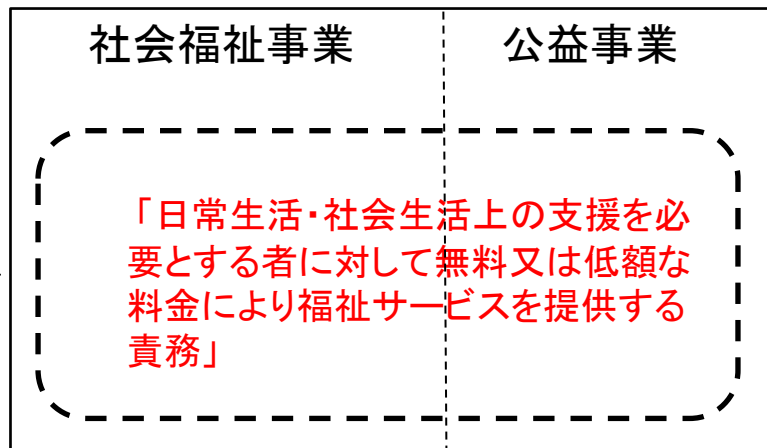
- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
 - ・評議員会による内部牽制
 - ・外部監査(会計監査人)の導入
 - ・財務諸表の公表
- 等

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
 - ・新たなサービスの展開
 - ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

III 福祉サービスへの再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
 - ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
 - ・所轄庁による計画の承認
 - ・実績の所轄庁への報告と公表
- 等

地域公益活動を実施する責務の考え方

福祉ニーズの
多様化・複雑化



社会福祉法人
の役割



社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

○ 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

○ 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。

○ その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

○ 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

○ 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを提供すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

○ 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけ**

- 特別養護老人ホームは、①セーフティネットとしての役割②入所の必要度による公正な利用決定③家族の状況等を問わない（無縁故者等への）支援を求められるなど、他の事業体とは異なる特殊性を有する観点からも、市場原理にはそぐわない。
- ①について、措置入所が認められていること、社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度が実施されていることは、まさに特別養護老人ホームを運営する公益性の高い社会福祉法人のセーフティネットとしての役割をとらえた制度である。

①セーフティネットとしての役割

根拠法等	概要
老人福祉法 （老人ホームへの入所等）	第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、 <u>その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</u>
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱	1 目的 <u>低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。</u>

- ②入所の必要度により公正に利用決定について、**施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、**指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（第7条）等において**義務づけられている。**
- さらに各自治体において「入所指針」を定め、入所の必要性（重度要介護優先・独居高齢者優先等）について点数化を図るなど、入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、入所の必要性の高い者の円滑な入所を図っており、施設においては、施設職員のみならず地域の代表者等を委員に加え、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定を合議で行っている。
- また、入所申込者の特に多い地域（東京都等）においては入所申込み受付は行政が行い、優先順位を付けて施設に必要度の高い者のみ送付し、入所決定を施設に促している地域もあり、**単純な契約だけで以て入所が可能となるわけではない。**

②入所の必要度による公正な利用決定

根拠法等	概要
指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（老高発第1212第1号（平成26年12月12日））	指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、 <u>施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、・・・義務づけているところ。</u>
同 指針の作成・公表に関する留意事項	4. 施設が基準を当てはめて入所を決定する際の手続きについて (1)入所に関する検討のための委員会の設置について ① 施設に、入所に関する検討のための委員会を設け、入所の決定は、 <u>その合議によるものとする</u> こと。 ② 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成することとし、あわせて、 <u>施設職員以外の者の参加も求めることが望ましいこと。</u> この場合、施設職員以外の者としては、当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられること。

- ③家族の状況等を問わない（無縁故者等への）支援として、特養については、入所者の入院期間中は、3ヵ月以内に退院することが見込まれる場合、その間の必要な便宜及び退院後再び施設入所が継続できるようにしなければならない（基準第19条）特殊性がある。例えば、サ高住等を運営する営利法人等には、こうした退院見込みに必要な便宜・退院後の入所継続等は勘案されていない。

③家族の状況等を問わない（無縁故者等への）支援

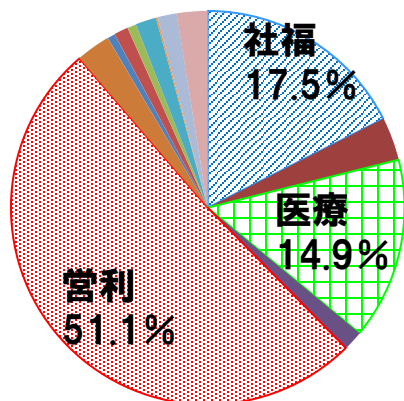
根拠法等	概要
指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営 に関する基準 （平成11年3月31日 厚生省令第39号）	第十九条（入所者の入院期間中の取扱い） 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する 必要が生じた場合であって、 <u>入院後おおむね三月以内に退院することが明らか に見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて 適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院 後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしな なければならない。</u>



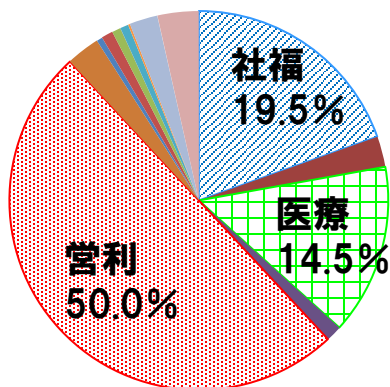
(イ) 現行法体系で展開している事例もあり、参入の意義に乏しい

- 市場主義にそぐわない社会福祉事業である特別養護老人ホームを除いて、介護保険事業においては、既に営利法人が約5割を占め、社会福祉法人・医療法人がそれぞれ約2割を占めている状況となっている。施設サービスについては、医療法人も約3割が参入しており、現在でもさまざまな事業体が参入している実態にある。

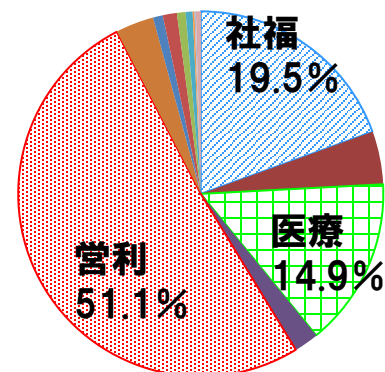
介護予防サービス総数



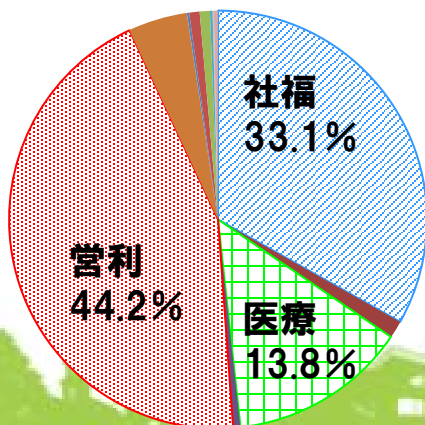
介護サービス総数



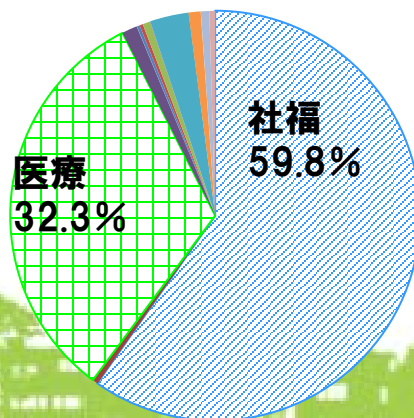
居宅介護支援



地域密着型サービス総数



施設サービス総数




- 社会福祉法人(社協以外)
- 社会福祉法人(社協)
- 医療法人
- 社団・財団
- 営利法人
- 非営利法人(NPO)
- 農協
- 生協
- その他法人
- 地方公共団体(都道府県)
- 地方公共団体(市町村)
- 地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)
- 非法人

(イ) 現行法体系で展開している事例もあり、参入の意義に乏しい

- 現在の法体系のもとであっても、社会福祉法人の認可を受け、特養を設立する営利法人・医療法人が存在していることから、参入規制を緩和する意義に乏しい。
- なお、現在でも指定管理者制度による運用、サービス付き高齢者向け住宅等が特定施設入居者生活介護の指定を受けること等により、同様のサービス提供を行うことが可能。
- また、医療法人の特別養護老人ホームへの参入規制は、既に「特別養護老人ホーム等における療養の給付（医療）の取扱いについて」（平成28年3月25日）において医療提供を制限していることや、過去の社会的入院における議論などを踏まえると必要な規制。

例1) 社会福祉法人彩光会 あけぼの など

- 母体が医療法人（グループ）となっているが、特養経営のため社会福祉法人を設立している事例



AGEO MEDICAL GROUP
上尾中央医科グループ

病院	27施設	訪看	18
クリニック	10	訪介	6
老健	21	訪リハ	1
特養	2 (うち、特養あけぼの)		
	• • etc		

例2) 社会福祉法人善光会 フロース東糀谷 など

- 創業の際、株式会社シークエッジ（現シークエッジ・インベストメント）の寄附により設立。

(株)シークエッジグループ



全額寄付

(社福) 善光会



特養	フロース東糀谷
短期	
デイ	
認デイ	
老健	
短期療養	
通りハ	• • etc

例3) 指定管理者制度

- 地方自治法では、「公の施設」について、条例の定めにより法人その他の団体に管理を行わせることができる運用となっている。

地方自治法 第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(ウ) 参入規制緩和の危険性

- 介護事業においては、賃金が低いなど揶揄されている側面があるが、介護職員交付金、加算制度を経て、平成27年度の介護報酬改定により、より手厚い賃金手当等がなされているところである。
- 当該介護職員処遇改善加算（I）を算定している事業所についてみると、**社会福祉法人における賃金は、他の経営主体に比べ高い水準にある。**

	平均勤続年数	平成27年9月	平成26年9月
地方公共団体	9.9	330,940円	314,790円
社会福祉協議会	9.8	270,660円	264,590円
社会福祉法人	7.6	300,840円	287,720円
医療法人	7.3	285,120円	271,840円
営利法人	5.5	264,410円	249,990円
その他	6.8	273,850円	263,040円

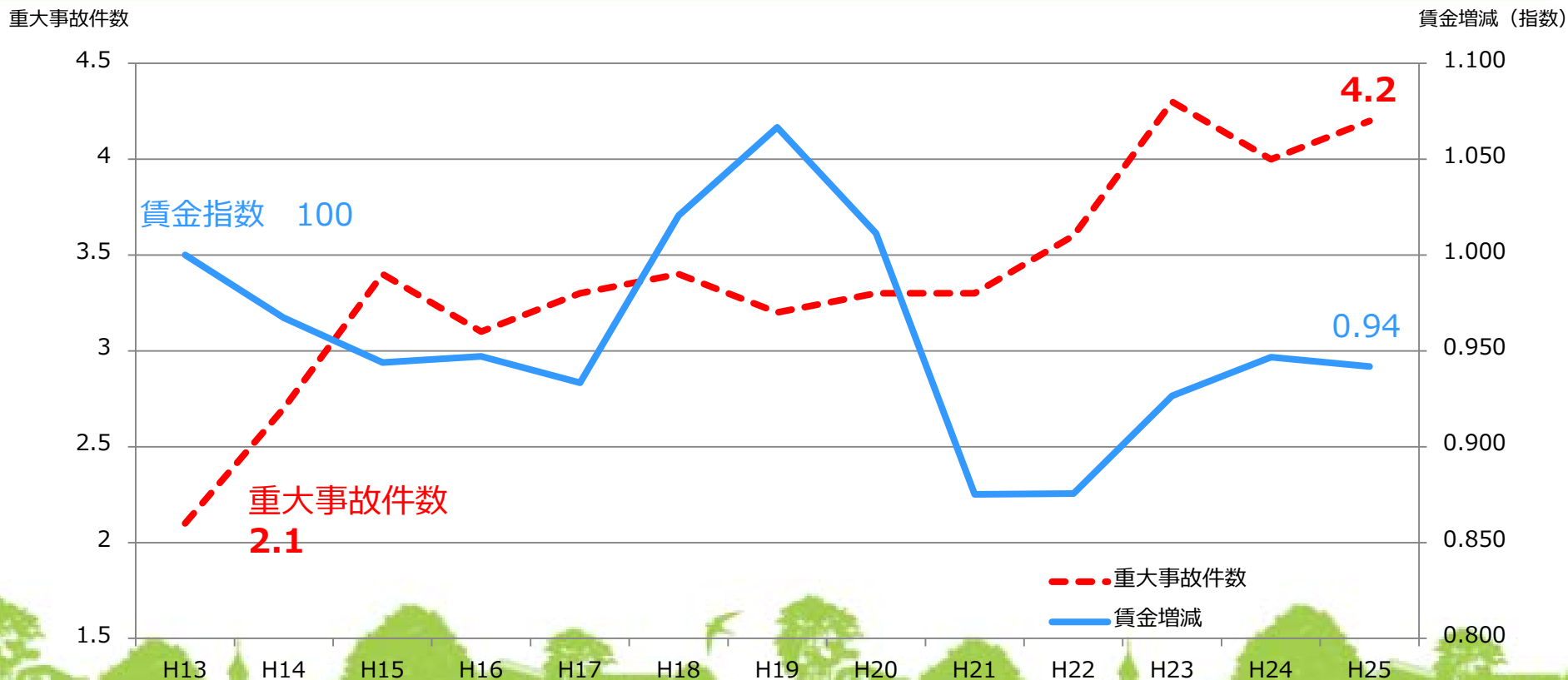
注1) 平成26年と平成27年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 月給の者の平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(4~9月支給金額の1/6)

注3) 平均勤続年数は平成27年9月までに勤続した年数。

(ウ) 参入規制緩和の危険性

- これまで、規制緩和がなされた事業・サービスに関して、例えばタクシー事業については、2002年のタクシー数量規制の廃止により①許可制から事前届出制に、②最低保持台数を60台から10台に、③営業所・車庫の車両は、所有からリースでも可能となり、④導入車両は新車限定から中古車両でも可能となった。
- しかし、この緩和により、新規参入が容易になりタクシー台数が増加したため、1台あたりの売上が減少、それに伴い乗務員の賃金も減少。距離数を稼ごうと無理が生じ、事故件数も増加。
- 仮に、特養への参入規制緩和を行うこととなれば、漸く改善の兆しが見えつつある介護職員の処遇改善に水を差すこととなるばかりか、人命を預かる特別養護老人ホームにおける事件・事故が益々多発する危険がある。

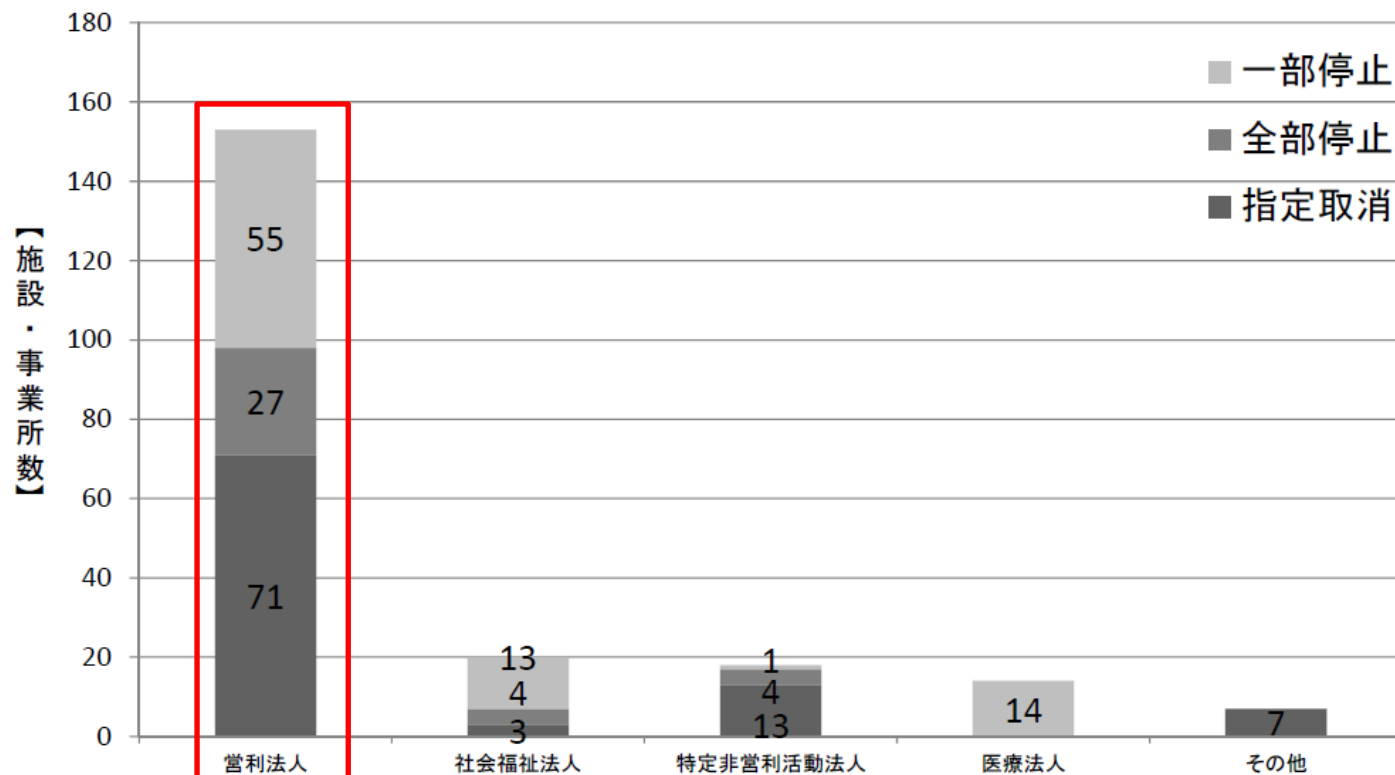


※ 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会「タクシー参入規制緩和とその後の実態」等を参照
 ※ 「重大事故件数」については、自動車運送事業用自動車事故統計年報（自動車交通の輸送の安全にかかわる情報（平成25年）平成27年3月国土交通省自動車局における「ハイ・タクの事業用自動車1億キロ当たり重大事故件数（乗務員に起因するもの）」を参照
 ※ 「賃金増減」については、賃金構造基本統計調査より平成13年の「決まって支給する現金給与額」を100とし、指数化した場合の各年度の賃金の増減を示した

(工) 事業の継続性

- 特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人は、社会福祉法の定めにより国・地方公共団体に替わって社会福祉事業を担う公共的性格を有することから、格段の事業の継続性（撤退制限）が求められる。仮に、法人経営等に事故があつて継続困難となった場合も、他の社会福祉法人に継承され、最終的には国庫に帰属する。
- 一方、介護事業を展開する営利法人は、株主等の出資者への利益還元を命題としており、採算が合わなければ市場撤退（事業の廃止・合併・譲渡等）を行うこととなる。利用者にとっては、経営主体が変わるたびに経営理念、利用料、サービスの質等が変動する不利益を被るばかりか、実態としても、指定取消・効力停止処分は営利法人が最も多く、コンプライアンスにおいても脆弱な状態にある。
- この点においても、事業の継続性を担保できない営利法人には参入緩和はなされるべきではない。

指定取消・効力の停止処分のあつた施設・事業所数(合計): 212事業所



(オ) 介護事業としての公益性の担保

- 介護保険制度は、国民の保険料と国・地方公共団体の公費負担により運営される公共性の高いシステムである。介護保険は、公費負担によるサービス提供がなされいながら、昨今、虐待・利用者の殺人事件等の痛ましい事件が散見されている。
- 介護事業を経営するにあたっては、その公益性を担保する観点からも、むしろ社会福祉法人以外の法人格について、現行の社会福祉法人格における規制と同水準の規制・監督が必要ではないか。

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人 (認定NPO除く)	医療法人	社会医療法人	株式会社
指導監督	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣、都道府県知事、市長は、業務又は会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。 所轄庁は、業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 所轄庁は、解散を命じることができる。 所轄庁は、公益事業又は収益事業の停止を命じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求められることができる。 所轄庁は、収益事業を行う学校法人に対して、収益事業の停止を命ずることができる。 所轄庁は、解散を命ずることができる。 所轄庁は役員に法令違反等があるときは役員解職勧告をすることができる。(私学助成を受けている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁は、組織運営及び事業活動の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 行政庁は、必要な措置を採るべき旨の勧告又は命令を行うことができる。 行政庁は、公益認定を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、業務若しくは財産の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命じることができる。 所轄庁は、設立認証を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員の解任を勧告することができる。 都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、認定を取り消すことができる。 都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に関し、報告徴収、検査を行うことができる。 都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員の解任を勧告することができる。 都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、認定を取り消すことができる。 都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 	
定期監査(行政監査)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな問題がない場合、2年に1回 外部監査等を実施する場合、4年に1回 上記以外、1年に1回 	定期監査なし	3年周期(原則)	定期監査なし(市民の情報提供、法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施) ただし、毎年、事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について届出書類を審査(実地検査等も行う。)	
外部監査	<ul style="list-style-type: none"> 資産額100億円以上 負債額50億円以上 収支決算額10億円以上 →2年に1回が望ましい その他法人 →5年に1回が望ましい 	規定なし ※1,000万円以上の助成を受けている場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要	<ul style="list-style-type: none"> 収益又は費用損失1000億円以上 負債額50億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金5億円以上 負債200億円以上等 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要